

## 東北甲南会会則

制定 平成23年12月19日

- 第1条 本会は東北甲南会と称す。
- 第2条 本会の所在地は幹事長の住所とする。
- 第3条 本会は平成23年3月11日の東日本大震災を機に設立され、本会において甲南同窓生の絆を深め、復興・前進のために活動するとともに 会員相互の親和と母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の者をもって会員とする。(1) 甲南学園同窓生中、東北6県の在住者 (2) 甲南学園に在籍した者で幹事会の承認を得た者
- 第5条 本会は東北6県に在住の次の者を以って客員とすることができる。(1) 甲南学園旧職員 (2) 本会または学園に功績がある者
- 第6条 本会に次の役員を置く 会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名 幹事長 1名 監事 2名以内 事務局長 1名 役員は幹事会で選出する。 幹事は幹事会を構成し、当会の運営に関する実務を担当する。 役員の任期は2年とする。但し留任をさまたげない。役員選任の結果については総会において会員に報告するものとする。
- 第7条 本会は次の行事を行う。(1) 総会(年1回) (2) 定例会 (3) その他、会の活性化に寄与する行事を行う。 幹事会は総会において 前年度の行事及び決算並びに当年度の行事計画及びその必要事項について報告を行う。但し決算については報告に先立って監事の承認を経なければならない。
- 第8条 会員は会費として年額2千円を納入する。
- 第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わるものとする。
- 第10条 会則の改正は幹事会を通じ総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。